

様式第 1 号

国立病院機構発医第 0623017 号
令和 5 年 6 月 2 3 日

厚生労働大臣 殿

独立行政法人国立病院機構
理事長 楠岡 英雄
(公印省略)

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	独立行政法人国立病院機構京都医療センター 附属京都看護助産学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	京都府京都市伏見区深草向畑町 1 番地 1
学長又は校長の氏名	小池 薫
設置者の名称	独立行政法人国立病院機構
設置者の主たる事務所の所在地	東京都目黒区東が丘 2-5-21
設置者の代表者の氏名	楠岡 英雄
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://kyoto.hosp.go.jp/html/guide/medicalinfo/school/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	助産学科 伊藤 美栄	075-641-9191	ito.mie.pm@mail.hosp.go.jp
第2号の1	同上	同上	同上
第2号の2	同上	同上	同上
第2号の3	同上	同上	同上
第2号の4	同上	同上	同上

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科 (三年課程)	夜・通信	18 単位	9 単位	
	助産学科 (一年課程)	夜・通信	6 単位	3 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

看護学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/nursing/index.html 助産学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/midwifery/index.html
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校 運営会議
役割	<p>学校運営の円滑化及び適正化を図るために、学則に基づき学校運営会議を設置している。また、会議に多様な意見を反映させるために複数の外部委員を任命し、外部委員の自らの経験を活かして社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させることで、更なる学校運営の適正化が図られると期待される。</p> <p>運営会議規程に定める審議事項は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校の規程の制定改廃 2. 学校の予算の執行計画 3. 教育課程の編成に関する事項 4. 各年度の教育計画に関する事項 5. 学校の講師・実習施設の選定に関する事項 6. 学生募集及び入学に関する事項 7. 学生の単位・卒業認定に関する事項 8. 学生の休学、復学、退学に関する事項 9. 転入学者の既修単位等の認定に関する事項 10. 学生の就職に関する事項 11. 学校運営の評価に関する事項 12. 学校の施設整備に関する事項 13. その他学校の運営に関し重要と認める事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院 副院長	2023. 4. 1. ～ 2024. 3. 31	実習施設の職員 「病態生理治療論Ⅱ」の講師として講義を実施
病院 看護部長	2023. 4. 1. ～ 2024. 3. 31	実習施設の職員 「看護の統合と実践Ⅱ」の講師として講義を実施
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの実施状況については、学科の各科目の内容、教育方法、進行について毎月「カリキュラム担当者会」、実習の各科目の内容、方法については毎月「実習担当者会」で検討し、教員会議にて評価する。 科目終了時に学生による授業過程評価、講師による授業過程評価を行う。 テキストの改定内容や国家試験の出題基準をふまえた検討を行い、次年度の授業計画書(シラバス)、実習要項を改定する。 各講師へシラバスの作成依頼(前年度の終講時、または12月末)、全科目のシラバス整理(12月末)、シラバス完成(2月) シラバスには、科目名、単位数、担当講師名、目標、学習内容、学習方法、評価方法を記載する。 実習要項には、科目名、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価基準を記載する。 学生便覧に、成績評価の基準について記載する。(評価は、優：80点以上、良：70点から79点、可：60点から69点、不可：60点未満とし、可以上を合格とする。) 入学時に学生便覧、授業計画書(シラバス)、実習要項を各学生に配布し、履修についての説明を行い、学校ホームページでシラバスを公表する 	
授業計画書の公表方法	<p>看護学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/nursing/syllabus.html 助産学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/midwifery/syllabus.html</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の評価

- ・ 授業科目の評価については、科目ごとに、筆記試験、口述試験、レポート、実技試験等の評価方法をおよび点数配分をシラバスに記載している。
- ・ 実技試験においては、あらかじめ評価基準を設け、学生に説明を行っている。実技試験の結果は、教員会議で検討し、客観的な評価を行っている。
- ・ 実習においては、実習評価表に評価項目および評価基準を記載し、臨床における実習指導者、当該実習場所の看護管理者、実習の担当教員で客観的な評価を行っている。
- ・ 単位の認定、卒業
- ・ 単位の認定は、学生便覧に記載している学則・履修規程に単位認定基準を掲載している。2月と3月に学校運営会議を開催し、単位の認定を行い、単位の修得状況について学生に通知している。
- ・ 卒業は学則に卒業の要件、判定について定め、2月の学校運営会議において卒業の認定を行っている。

【学則】

(科目の評価及び単位修得の認定)

第18条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

- 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 科目の評価は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

【履修規程】

(評価)

第5条 評価は、所定の授業が終了した科目について行う。講義は試験により行い、臨地実習については実習評価表により行う。

- 2 試験については、原則は筆記試験とし、必要に応じて口頭、レポート、実技等により行う。
- 3 筆記試験は、原則として1試験45分とし、口頭、レポート、実技等の時間はその都度講師が決める。
- 4 試験及び臨地実習の評価は、1科目100点を満点とし60点以上を合格とする。
- 5 一科目の評価が筆記および実技試験の場合は、各試験において合格基準を満たすことを必須とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、100点満点で点数化し、60点未満、60点以上～70点未満、70点～80点未満、80点～100点を指標の数値とし、各指標の数値の中に該当する学生の人数を示した。

【看護学科】

下位1/4に該当する人数 21人、及び、下位1/4に該当する指標の数値 80.4点以下を示した。

【助産学科】

下位1/4に該当する人数 4人、及び、下位1/4に該当する指標の数値 85.4点以下を示した。

客観的な指標の算出方法の公表方法	看護学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/nursing/syllabus.html 助産学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/midwifery/syllabus.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>【 ディプロマポリシー (卒業認定に関する方針) 看護学科】</p> <p>卒業までに所定の単位を修得し、看護実践力の基盤を備え、将来の国立病院機構及び社会に貢献し得る意欲や能力を有する者に、卒業を認定すると共に看護学の専門士称号を授与する。当校の教育目標に基づき、以下のような能力を修得することが求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生命の尊厳と個々の人権を擁護し、倫理に基づいて行動できる能力を有する。 2. 対象を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された存在として幅広く理解する能力を有する。 3. 看護の対象との人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を有する。 4. 科学的根拠に基づいた看護実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を有する。 5. 健康の保持・増進、疾病の予防および健康の回復に関わる看護やその変化に応じて実践する基礎的能力を有する。 6. 地域包括システムにおける自らの役割および他職種の役割を理解し、多職種との連携・協働する基礎的能力を有する。 7. 看護専門職としての責務を自覚し、主体的に看護を探求し続ける能力を有する。 <p>【ディプロマポリシー (卒業認定に関する方針) 助産学科】</p> <p>助産学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業(修了)が認定される。(助産師国家試験受験資格を与える)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護専門職としての責務を自覚し、倫理に基づいて行動する能力を有する。 2. 専門知識を活用して分析・判断・行動する力を持ち、助産の基礎的な実践能力を有する。 3. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から女性およびその家族を継続的に支援する能力を有する。 4. 多職種と連携・協働し、対象者に必要な社会資源の活用や調整を行う能力を有する。 5. 多様化する社会のニーズと高度化する医療に対応できるよう、常に自己研鑽し続ける姿勢を有する。 	

【学則】

(卒業)

第24条 学校長は、第17条に定める科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

2 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めない。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

看護学科

<https://kyoto.hosp.go.jp/school/nursing/index.html>

助産学科

<https://kyoto.hosp.go.jp/school/midwifery/index.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf
財産目録	
事業報告書	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf
監事による監査報告（書）	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療	看護専門課程	看護学科（新課程）	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
			1,905 単位時間 /77 単位	90 単位時間 /3 単位	1,035 単位時間 /23 単位	0 単位時間 /0 単位	0 単位時間 /0 単位
3年	昼	3,030/103 単位時間/単位	3,030 単位時間/103 単位				
分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療	看護専門課程	看護学科（旧課程）	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
			1,770 単位時間 /66 単位	210 単位時間 /9 単位	1,035 単位時間 /23 単位	0 時間/ 0 単位	0 時間/ 0 単位
3年	昼	3,015/98 単位時間/単位	3,015 単位時間/98 単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240人	249人	0人	17人	111人	128人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの実施状況については、学科の各科目の内容、教育方法、進行について毎月「カリキュラム担当者会」、実習の各科目の内容、方法については毎月「実習担当者会」で検討し、教員会議にて評価する。 各科目終講時に学生による授業過程評価と講師による授業過程評価を実施し、看護師国家試験出題傾向を分析し、それらの結果を用い、年1回講師会議を開催し、教育内容、教育方法、テキストの選定、教材の選定について検討している。実習科目については、毎月実習指導者会議を開催し、教育内容、方法の評価を実施している。その結果を踏まえ、2月に次年度の授業計画書(シラバス)と実習要項を改定している。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業計画(シラバス)には、科目名、単位数、担当講師、目標、学習内容、評価方法の事項を設定している。 ・ 実習要項には、科目名、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価基準の事項を設定している。
成績評価の基準・方法
<p>(概要)</p> <p>【学則】 (科目の評価及び単位修得の認定)</p> <p>第18条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 3 科目の評価は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。 <p>【履修規程】 (評価)</p> <p>第5条 評価は、所定の授業が終了した科目について行う。講義は試験により行い、臨地実習については実習評価表により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 試験については、原則は筆記試験とし、必要に応じて口頭、レポート、実技等により行う。 3 筆記試験は、原則として1試験45分とし、口頭、レポート、実技等の時間はその都度講師が決める。 4 試験及び臨地実習の評価は、1科目100点を満点とし60点以上を合格とする。 5 一科目の評価が筆記および実技試験の場合は、各試験において合格基準を満たすことを必須とする。
卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <p>【学則】 (卒業)</p> <p>第24条 学校長は、第17条に定める科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めない。
学修支援等
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学時の新入生ガイダンス ・ 教員による国家試験対策、学習会の実施 ・ 放課後の学生の技術練習への指導教員の配置 ・ スクールカウンセラーによる週1回の学生相談室の開設(希望者) ・ 教員による個別面談

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
71人 (100%)	6人 (8.5%)	63人 (88.7%)	2人 (2.8%)
（主な就職、業界等） 看護師（国立病院機構、公的病院等）			
（就職指導内容） <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年次より就職ガイダンスを行い、個別面談、病院見学やインターンシップ等の参加案内、国立病院機構近畿グループ病院のホームページの案内を行っている。 ・ 2年生全員に国立病院機構近畿グループ20病院の募集案内（パンフレット）を配布している。 ・ 1年次より個別面談を実施し、進路決定の支援を行っている。 ・ 京都府下の病院からの病院パンフレット・募集要項は学生がいつでも見られる場所に設置し、就職に関する相談は適宜実施している。 			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
243人	0人	0%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組） スクールカウンセラーによるカウンセリングを週1回実施（希望者） 成績低迷者に対する学習支援 教員による個別面談、支援		

助産学科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	助産学科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	960/32 単位時間/単位	435 単位時間 /20 単位	30 単位時間 /1 単位	495 単位時間 /11 単位	0 単位時間 /0 単位	0 単位時間 /0 単位
			960 単位時間 / 32 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
18人		18人	0人	3人	45人	48人	

<p>カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラム実施状況については、学科の各科目の内容、教育方法、進行について毎月「カリキュラム担当者会議」を開催し、実習の各科目の内容、方法については毎月「実習担当者会議」を開催し評価している。 ・ 各科目終講時に学生による授業過程評価と講師による授業過程評価を実施し、看護師国家試験出題傾向を分析し、それらの結果を用いて年1回講師会議を開催し、教育内容、教育方法、テキストの選定、教材の選定について検討している。実習科目については、毎月実習指導者会議を開催し、教育内容、方法の評価を実施している。その結果を踏まえ、2月に次年度の授業計画書(シラバス)と実習要項を改定している。 ・ 授業計画(シラバス)には、科目名、単位数、担当講師、目標、学習内容、評価方法の事項を設定している。 ・ 実習要項には、科目名、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価基準の事項を設定している。
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>（概要）</p> <p>【学則】</p> <p>（科目の評価、単位修得の認定）</p> <p>第18条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 3 科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。 <p>【履修規程】</p> <p>（評価）</p> <p>第5条 評価は、所定の授業が終了した科目について行う。講義は試験により行い、臨地実習については実習評価表により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 試験については、原則は筆記試験とし、必要に応じて口頭、レポート、実技等により行う。 3 筆記試験は、原則として1試験45分とし、口頭、レポート、実技等の時間はその都度講師が決める。 4 試験及び臨地実習の評価は、1科目100点を満点とし60点以上を合格とする。 5 一科目の評価が筆記および実技試験の場合は、各試験において合格基準を満たすことを必須とする。
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>（概要）</p> <p>【学則】</p> <p>（卒業）</p> <p>第24条 学校長は、第17条に定める科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めない。

学修支援等
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学時の新入生ガイダンス ・ 教員による国家試験対策、学習会の実施 ・ スクールカウンセラーによる週1回の学生相談室の開設（希望者） ・ 教員による個別面談 ・ 放課後の学生の技術練習への指導教員の配置

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
18人 (100%)	0人 (0%)	18人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
助産師（国立病院機構、公的病院等）			
(就職指導内容)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学後の4月より就職ガイダンスを行い、ICT活用及び対面による個別面談を実施している。 ・ 国立病院機構近畿グループ20病院の募集案内（パンフレット）を配布している。 ・ 京都府下の病院からの募集要項、実習施設の募集要項は学生がいつでも見られる場所に設置し、就職に関する相談は適宜実施している。 			
(主な学修成果（資格・検定等））			
助産師国家試験受験資格 受胎調節実地指導員指定申請資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
18人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
スクールカウンセラーによるカウンセリングを週1回実施（希望者） 成績低迷者に対する学習支援 教員による個別面談、支援		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	250,000 円	500,000 円	円	
助産学科	300,000 円	600,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
・授業料の特例に関する取扱 (学則第 34 条および学則細則 9 条) 経済的理由、風水害等に該当する者で授業料納付が困難で、かつ学業優秀と認められる者が学校長に願い出た場合は運営会議の議を経て徴収除外する。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
看護学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/img/nursing/pdf/evaluation_results.pdf		
助産学科 https://kyoto.hosp.go.jp/school/img/midwifery/pdf/evaluation_results.pdf		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
① 教員による、自己点検自己評価 (「教育理念・目標」「教育目標」「教育課程」「教育課程評価」「学校組織」「入学生の受入れ」「学校生活支援」「卒業生の進路」「教員の研究活動」「社会への貢献・公開講座」「教育環境」「学校経営・管理過程」「学校評価・システム」) 結果について、昨年度と比較分析する。 ② 学生による学校評価 (「教育理念・目標」「教育目標」「教育課程」「教育課程評価」「学校組織」「学校生活支援」「教育環境」「学校評価・システム」) 結果について、昨年度と比較分析する。 ③ ①②については、自己評価委員会に報告し、検討する。自己評価を実施する時期は原則として2月とする。年度途中に中間評価をおこなう。 ④ 独立行政法人国立病院機構附属看護師養成所間の相互評価を実施する。 ⑤ 学校関係者評価を年1回、2月に実施する 自己評価委員会及び相互評価の結果を学校関係者評価委員会に報告し、指導助言を得て教育活動その他、学校運営全般に活用する。 ・学校関係者委員会は、次の掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。 (1) 教育に関する知見を有する者 1名 (2) 臨地実習施設の関係者 1名 (3) 看護管理者経験者 1名 (4) 本校卒業生 (卒後一定のキャリアを持った者) 1名 ・学校関係者委員会による評価結果を報告書としてまとめ、学校運営会議に報告後、ホームページ上に公表する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
大学職員	2年	教育に関する知見を有する者

病院職員 看護部長	2年	臨地実習施設関係者
病院職員	2年	看護管理者経験者
同窓会会員	2年	本校卒業生（卒後一定のキャリアを持った者）
学校関係者評価結果の公表方法 （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://kyoto.hosp.go.jp/school/img/nursing/pdf/evaluation_report.pdf		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://kyoto.hosp.go.jp/school/index.html
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H126310000559
学校名	独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		35人	31人	37人
内 訳	第Ⅰ区分	17人	17人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				37人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	—	0人	0人
計	—	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）				
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。